

第27回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年7月29日(水)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後2時57分

2. 場 所 名取市役所6階第1会議室

3. 提出議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(継続審議分)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について

4. 報告事項

報告事項

(1) 農地法第5条の規定による届出について

(2) 農地法第5条の規定による届出の取下げについて

(3) 農地賃貸借権解約について

(4) 非農地証明願出について

5. 出席委員(28人)

会長 15番 引地 長一

農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子

4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治

7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭

10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一

13番 佐藤 勝浩 14番 大内 繁徳

推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一

4番 齋 重昭 5番 長田 満 6番 渡邊 定信

7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子

10番 浅井 照久 11番 松浦 正博 14番 相澤 早苗

15番 川村 吉則

欠席推進委員 12番 松浦 崇 13番 西山 剛

6. 事務局出席職員

事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 五十嵐 竹美

7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第27回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第27回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名、計28名出席ですので、名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

1番 板橋 英昭 委員 2番 入間川 康弘 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員、説明をお願いします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

第2班代表委員の昆布谷功治です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の委員、事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年7月29日提出。

番号1。大字・字・地番、愛島笠島字西台96番1、地目登記現況ともに田、登記面積263㎡。転用目的分家住宅建築。譲渡人・譲受人は議案書の通り。開発許可要、転用目的に係る事業又は施設の概要は贈与、分家住宅平屋建1棟、建築面積57㎡。

議案第1号につきましては、7月24日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人より実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の２ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の１ページ及び２ページをご覧ください。

申請地は、愛島小学校から７８０ｍほど北、県道仙台岩沼線の西側、農道愛島４２号の北側に位置し、農業振興地域の農用地区域外、第２種農地となります。

譲渡人と譲受人は、親族関係にあり、譲渡人が所有する農地に分家住宅を建築するための転用であります。

譲受人は、現在、申請地の１３０ｍほど北に譲渡人と配偶者である姉と同居し、農業と一緒に営んでおり、住居が手狭なことから、申請地に分家住宅を建築する計画に至ったものです。

申請地は、盛土は行わず、転圧後、碎石で整地を行い、雨水は自然浸透とし、污水排水は、合併浄化槽を経由し、西側の側溝に排出します。

農業用排水路における取水排水はありません。また、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。

なお、境界にはコンクリートブロック２段を設置し、周辺農地に影響を与えないよう注意します。

万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、責任を負うこととしております。

議案第１号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の墨繪広之推進委員、意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（墨繪広之委員）

議案第１号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

１番は、分家住宅建築のための転用であり、盛土は行わず、碎石で整地し、雨水は自然浸透とし、污水排水は、合併浄化槽を経由し隣接の側溝に排出します。

また、農業用排水路における取水排水はありません。土砂流出も発生しないものと考えます。

なお、万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、責任を負うこととしております。

議案第１号については、周辺農地への影響が生じないため、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第１号について、原案の

とおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》
（継続審議分）

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（継続審議分）」を議題といたします。それでは、昆布谷功治代表委員、説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（継続審議分）、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年7月29日提出。

番号1。大字・字・地番、下増田字北原東172番、地目登記現況とも畑、登記面積1,006㎡。転用目的駐車場。貸付人・借受人は総会資料の通り。開発許可否。転用目的に係る事業又は、施設の概要、賃貸借権設定許可日より期間10年間、賃料1㎡あたり年総額278円、年総額280,000円、駐車場17台。議案第2号につきましては、7月24日の担任委員会で現地調査を行い借受人等より実情を聴取いたしました。

位置図、公図につきましては、議案書の4ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページ及び4ページをご覧ください。

申請地は、日建リース工業株式会社仙台工場から70mほど西、市道広浦線の西側、農道下増田85号の南側に位置し、農業振興地域の農用地区域外の第2種農地となります。

借受人は、申請地西側で中古車販売、車整備業を営んでおり、現在の事業所が手狭となり、整備待ちの車両や販売車両を駐車できる土地を探していたところ、隣接農地が適地であったため、今回の申請に至ったものです。

申請地は、20cm程度、砂で盛土と整地を行い、合わせて碎石を敷き均しし、雨水は自然浸透とし、汚水排水は発生しません。

農業用排水路における取水排水はありません。また、土砂の流出などによる周辺農地への影響は発生しないと考えます。

なお、境界にはフェンスを設置し、周辺農地に影響を与えないよう注意します。

万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、責任を負うこととしております。

議案第2号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に、農地利用最適化推進委員の墨繪広之推進委員、意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（墨繪広之委員）

議案第2号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、手狭になった車整備事業所の拡張のための転用であり、20cm程度、砂で盛土と整地を行い、合わせて碎石を敷き均し、雨水は自然浸透とし、汚水排水は発生しません。

また、農業用排水路における取水排水はありません。土砂流出も発生しないものと考えます。

なお、万が一、周辺農地に被害が生じた場合は、適切に対処し、責任を負うこととしております。

議案第2号については、周辺農地への影響が生じないため、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 8番委員（渡邊正明委員）

確認ですが、議案第2号につきましては、継続審議となっていますが前回、差し戻しではなく別な何かあったのでしょうか。貸付人が説明できなくて別な件で差し戻しをしたのでしょうか。継続審議になった理由ですね。

○ 14番委員（大内繁徳職務会長代理者）

前の総会で差し戻しになったのは、譲渡人本人ではなくお母さんが来ました。委員からの説明に要領を得ない答えだったので、これでは許可出来ないということで譲受人が今回来ました、それと譲渡人のお母さんが来ましたが、適切に質問に答えていただき隣地に迷惑をかけないということでした。そういう経緯です。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

確認したいのですが、172番白地ですがこのところ道路から白地いくらかの長さでしょうか。全部が白地ではないと思います。線引きがあると思います。

○ 事務局（仙石事務局長）

通常の18m×54m、10間の30間規格の通常の1反歩になります。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

距離的には大丈夫なのですね。

○ 事務局（仙石事務局長）

北原東地区については、農振区域ではありますが農用地区域は指定されている農地はありません。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

農振区域は、調整区域であるので区分けされているのでむやみやたらにそちらもこちらやるにはいかないと思います。その点ですが、私自身地域外で分らないのですが農振地でも農地と調整区域とわかれているはずなんですが、その線引きがどこまでなのか教えてください。

○ 事務局（仙石事務局長）

都市計画法の中で、名取市では都市計画区域になっております。市街化区域中心部、閑上、高館三団地、愛の杜、愛島郷というところが市街化区域となりますが、それ以外については市街化調整区域という線引きになります。その中で市街化調整区域全部ではありませんが、山とか差し引いた分がそこを指定していない場所になりますが、市街化調整区域の一部を農振区域と指定しているものです。農振区域の中で農用地区域と農用地のその他の区域に分けられております。その他の区域とは白地、農用地については青地とか黄色地とありますが、皆様ご承知のとおり圃場整備された農地、もっぱら農業以外でしか使用できない農地が農用地となります。農用地と一体となって農地として使用するのが望ましいというのがその他の区域になります。ただし、その他の区域は弾力性があって場所によっては、例えば分家住宅、農家住宅を建てられたり、今回の駐車場、資材置場、太陽光とか建てられる区域でもあります。今回の北原東については、混在地域になっている状況ですので農地区分の2種農地ということで転用は可能というエリアになるということで判断させていただいているところです。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

普通、道路から何mと大体決まっていると思う。そこから、家が建てられるとか建てられないとかいっぱいあるものですから、あまりにも離れすぎてはたして駐車場としていいのかどうか、70m離れているものでだいたい50mまでしか認められていないと記憶していたもので、その地域、地域によって違うところもありますが、一応50mの範囲内ということを経験していたものでしたから。

○ 事務局（仙石事務局長）

農転関係の法令の中で、距離数の要件は規定されていない状況です。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

規定はないけれど、10間から20間まで昔よく言われてものでしたから、その点昔と今は違うと言われればそれまでですが、あまりにも手を伸ばすと要するに農転が散らばってしまう。第2種農地には間違いはないと思うのですが、ただ奥に入ってしまうと見えなくなってしまう形になる。むやみやたらにそのような形にしてもいいのかなという感じでやはり農地として使ってもらいたいと思いから伺った次第です。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成多数]

○ 議長（引地長一会長）

賛成多数でありますので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは、昆布谷功治代表委員、説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年7月29日提出。

番号1。大字・字・地番、大曲字布田206番1、大曲字布田206番2、高館吉田字吉合30番1、地目登記・現況ともに田。登記面積2,867㎡、2,222㎡、3,007㎡計8,096㎡。権利種別使用貸借、貸付人・借受人は議案書のとおり。経営面積411a。世帯員・労力人は2人・2人。備考、使用貸借権設定、令和8年8月1日より20年間、法人への使用貸借。

議案第3号につきましては、7月24日の担任委員会で書類並びに航空写真で確認を行いました。

貸付人が、代表を務める農業法人に農地を使用貸借する申請であります。今回、相続により農地法第3条の申請にあたり、利用権設定等促進事業の期間が満了していることが判明したことから申請に至ったものです。

議案第3号については、担任委員会資料の5ページ、農地法第3条の判断基準を満たしており、いずれも適切に管理されていることから、許可について、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の墨繪広之推進委員に意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（墨繪広之委員）

議案第3号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番は、貸付人が代表を務める農業法人に対する使用貸借であります。対象農地は、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

議案第3号の許可について、農地法第3条の判断基準を満たしていることから、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

使用貸借ということで、貸付人、借受人は同一人物だと思いますが、会社設立は今回から初めて会社設立して使用貸借をしたものか。経営面積411aの面積。今回は、8,096㎡、あとの残りはどのような経営方針をしているのか詳しい説明をお願いします。

○ 事務局（五十嵐主査）

今回の3条申請の経緯から申しあげますと、名取市にある農地につきましては、平成27年6月1日から令和7年5月31日、平成27年8月1日から令和7年7月31日までの10年間の使用貸借の契約で農地の貸借をしておりましたが、現在は既に契約が切れている状態にあります。

貸付人、借受人はともに仙台市に住所を有しております。事の発端ですが、仙台市農業委員会に貸付人の父親の相続届を行った際、仙台市の農地が名取市と同じように使用貸借で耕作をしておりましたが、期限が切れていることが発覚し早急に新規で申請をすることになりました。その際ですが、名取市にも同様な使用貸借の契約を結んでいることについて、本人から当農業委員会に問い合わせがあり、確認した結果仙台市と同様に、現在は既に貸借期間が切れている状態にあり、仙台市と同様に新規での申請が必要ということから今回申請が出てきた次第であります。

面積につきましては、名取市では8,096㎡で経営面積が411aで結構広いところですが、仙台市のほか亘理町でも耕作していることで広範囲に渡っております。この面積になります。

○ 議長（引地長一会長）

その他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について」を議題とします。事務局、説明願います。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

それでは、6ページをお開き下さい。議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について。申請人より下記のとおり名取市地域計画変更申出があったので意見を求める。令和8年7月29日提出。

番号1。大字・字・地番、愛島笠島字西台96番1。地目登記・現況ともに田。登記面積263㎡。申請人・住所・氏名は記載のとおりです。開発許可要。地域計画の変更目的は分家住宅建築、令和8年7月農地法第5条による許可。

番号2。大字・字・地番、下増田字北原東172番。地目登記・現況ともに畑。登記面積1,006㎡。申請人・住所・氏名は記載のとおりです。開発許可否。地域計画の変更目的は駐車場、令和8年7月農地法第5条（継続審議）による許可。以上となります。

○ 議長（引地長一会長）

ただ今、事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり変更することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

○ 議長（引地長一会長）

賛成多数でありますので、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第5条の規定による届出の取下げについて》

《報告事項（3）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、（2）農地法第5条

の規定による届出の取下げについて、(3) 農地賃貸借権解約について、(4) 非農地証明願出についてを議題といたします。事務局、説明願います。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（4）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（4）について、承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、その他に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔8月の農業委員会行事日程について説明した。〕

〔7月の農家及び苦情等相談について報告した。〕

○ 事務局（五十嵐主査）

〔第26回名取市農業委員会総会議案書の一部訂正について説明した。〕

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

〔令和8年度市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について説明した。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ありませんか。

無いようですので、これをもちまして第27回農業委員会総会の一切を終了といたします。

【閉 会】

午後2時57分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和8年7月29日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員1番

板橋 英昭

署名委員2番

入間川 康弘